

# 10 税の控除等

## ○ 所得税・住民税（市民税、県民税、森林環境税）の所得控除等

身 知 精

<p>障害者控除</p>	<p>① 障害者控除 納税者本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合、障害者控除の適用を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="384 465 1386 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級</td> <td>1人当たり 27万円</td> <td>1人当たり 26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td>1人当たり 40万円</td> <td>1人当たり 30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合</td> <td>1人当たり 75万円</td> <td>1人当たり 53万円</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	所得税	住民税	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円	同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
	対象者	所得税	住民税														
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円														
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円														
同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ同居の場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円														
<p>小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>② 心身障害者扶養共済掛金 納税者本人が共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。 ○必要書類：支払った掛金額の証明書</p>																
<p>医療費控除</p>	<p>本人または本人と生計を一にする親族のための医療費を支出した場合、次の算式によって計算した金額が、医療費控除の対象となります。 対象額：（支払った医療費－保険金等による補てん金） －（「総所得金額等×5%」と「10万円」のいずれか少ない金額） なお、以下のものも医療費控除の対象となります。</p> <p>③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更等のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用 ○必要書類：ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書</p> <p>④ 成人用おむつの購入費用 治療を継続的に行っている医師が、その治療上おむつが必要であると認めた場合、おむつの購入費 ○必要書類：おむつ購入費用に係る領収書、おむつ使用証明書またはおむつ使用証明書に代わる確認書（おむつ使用2年目以降の場合）</p>																
<p>手続</p>	<p>確定申告又は住民税申告をされる際、各控除欄の必要書類を添付または提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きすることができます。</li> <li>・医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書等の提出が必要です。また、医療費の領収書は、確定申告期限等から5年間、自宅等で保存が必要です。</li> <li>・住民税は本人が障害者の場合、障害者控除の申告をすることで、前年分の合計所得金額が135万円まで非課税になります。</li> </ul>																
<p>窓口 （お問合せ先）</p>	<p>土浦税務署（所得税・贈与税） 電話 029-822-1100（代） 市民税課（住民税） 電話 029-883-1111（代） 勤務先の給与担当者 ※①と②のみ</p>																

## ○ 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

身 知 精

次の場合、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)が減免(免除)になります。  
 ※事前に県税事務所へ連絡し、必要書類の案内を受けてください。

(45 ページ「対象になる障害区分・等級」参照) ※納期限内に手続きが必要です。

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者本人が運転する場合</li> <li>・ 障害者と生計を一にする方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>・ 障害者のみの世帯または70歳以上の方(若しくは未成年者)と障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、障害者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>・ 手帳の交付日が種別割では申請する年の3月31日以前、環境性能割では自動車の登録の日以前である場合</li> <li>・ 福祉施設に入所しており、週1回または月4回以上の一時帰宅や通院等のために家族(3親等以内の親族に限る)が自動車で送迎している場合(福祉施設での証明、障害者の住民票(本籍地記載)、障害者、納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍(謄本または抄本)または施設入所の申込書等の写しが必要となります)</li> </ul> <p>※事業用・リース自動車の場合や、障害者本人が入院中の場合は対象となりません。          ※自動車の所有者(自動車税の納税義務者)は、障害者本人または生計を一にする方に限られます。          ※環境性能割を伴う減免申請後、1年以内に新たに減免申請を行う場合には既減免車の永久抹消登録が必須となります。(盗難や事故による滅失の場合を除く)</p>	
現在お持ちの車	自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合	県税事務所です手続きしてください。 障害者手帳、免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し、マイナンバー(個人番号)確認書類(右記参照)
	生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合	県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー(個人番号)確認書類(右記参照)、 <u>生計を一にすることを示す書類(右記参照)</u>
	常時介護する方が運転者の場合	障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し、納税義務者のマイナンバー(個人番号)確認書類(右記参照)
手続き	新たに取得した車	自動車の運転者、所有者が共に障害者本人の場合 県税事務所自動車税分室です手続きしてください。 障害者手帳、免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し <b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要(同一住所の方への移転時は減免不可)</b>
	生計を一にする方が運転者若しくは所有者の場合	県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、運転者の免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し、 <u>生計を一にすることを示す書類(右記参照)</u>  <b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要(同一住所の方への移転時は減免不可)</b>
	常時介護する方が運転者の場合	障害福祉課にて常時介護証明書の発行を受けてから、県税事務所自動車税分室です手続きしてください。障害者手帳、常時介護証明書、運転者の免許証(コピー可・両面必要)、車検証の写し  <b>※既に減免されている自動車がある場合は減免となっている車の抹消・移転登録した事を証明する書類が別途必要。(同一住所の方への移転時は減免不可)</b>

マイナンバー（個人番号） 確認書類	本人（納税義務者）が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号付きの住民票等）</li> <li>身元確認書類（顔写真つき身分証明書）</li> </ul> ※マイナンバーカードがある場合、番号・身元確認の両方が1枚で可能
	代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状 ・ 代理人の身元確認書類（顔写真つき身分証明書）</li> <li>納税義務者の番号確認書類（マイナンバーカードまたは、個人番号付きの住民票）</li> </ul>
生計を一にすることを示す書類	障害者と同居である場合	車検証、障害者手帳、運転免許証により住所が同一であることを確認します。※必要に応じて住民票の提出を求められることがあります。
	障害者と同居でない場合	扶養関係を示す書類（資格確認書、源泉徴収票、確定申告書の写し等） ※扶養関係が無い場合、障害者の住民票（本籍地記載）、障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本（3親等以内の親族に限り減免対象）、生計同一確認書（同一大字または半径2km以内の区域に居住している場合のみ減免対象）が別途必要

※現在お持ちの車（種別割）の申請期限は納期限までとなります。（期限を過ぎた場合翌年度扱）

※新たに取得した車（環境性能割）の申請期限は自動車を登録した日から30日以内となります。

＜対象になる障害区分・等級＞

障害区分	運転者区分	
	障害者本人が運転する場合	生計を一にする方・常時介護する方が運転する場合
視覚	1～4級	左に同じ
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声機能	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢機能	1・2級	
下肢機能	1～6級	1～3級
体幹機能	1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能	1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能	1～6級	
心臓機能	1・3級	
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう又は直腸機能		
小腸機能	1～3級	
免疫機能		
肝臓機能		
知的障害（療育手帳）	㊀・A	
精神障害 （精神障害者保健福祉手帳）	1級で次のいずれかに該当する方 ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・ 障害の治療のため通院されている方（通院証明書が必要）	左に同じ

※身体障害の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障害区分ごとの等級で判断されます。

（例：総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません）

＜申請窓口＞

- 土浦県税事務所：土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎第一分庁舎内  
（自動車税（種別割）） 電話 029-822-7205
- 土浦県税事務所自動車税分室：土浦市卸町2-1-5 ナンバーセンター土浦2階  
（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）） 電話 029-842-7812
- つくば市役所障害福祉課（※常時介護証明書の発行のみ） 電話 029-883-1111（代）

## ○ 軽自動車税（種別割）の減免

次の場合、軽自動車税（種別割）が減免（免除）になります。

要件	対象となる障害区分・等級は普通自動車税（種別割）に準じます。 ※その他、下表「適用区分」の通り要件があります。
必要書類等	障害者手帳・運転免許証・納税通知書・軽自動車車検証・納税義務者のマイナンバー（個人番号）が分かる書類（巻末参照） ※申請期間は、納税通知書到着後から軽自動車税（種別割）納期限までです。 ※減免を受けるには、毎年度申請が必要です。
窓口	市民税課 電話 029-883-1111（代）
備考	1人につき1台の申請に限ります。（普通自動車税（種別割）の減免と軽自動車税（種別割）の減免の両方を申請することはできません。）

### <適用区分>

車の所有者	運転者	使用目的	その他の要件
障害者本人	障害者本人	障害者の通院・通学等	—
障害者本人	生計同一者		—
障害者の家族	生計同一者		精神・知的障害者、または18歳未満の身体障害者の場合
障害者本人	常時介護者		障害者等のみの世帯の場合は可

※取得時の軽自動車税（環境性能割）については、前項「自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免」を参照してください。

## ○ 利子等の非課税（障害者マル優）

預貯金や国債等の元本350万円までの利子に対する、所得税及び復興特別所得税（通常15.315%）、住民税（通常5%）が非課税になる制度を利用できます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害年金受給者等
内容	少額預金の利子（マル優）：預貯金、合同運用信託等 少額公債の利子（特別マル優）：国債及び地方債 ※それぞれ元本350万円まで
窓口	金融機関、証券会社の営業所等

## ○ 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満で障害者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

	対象者	控除額
一般障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	85歳に達するまでの年数×10万円が相続税額から控除されます。
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳①・A 精神障害者保健福祉手帳1級	85歳に達するまでの年数×20万円が相続税額から控除されます。
窓口	土浦税務署 電話 029-822-1100	

## ○ 贈与税の非課税

重度障害者の生活の安定を図ることを目的に、親族や個人が財産を信託銀行等に信託するものです。（特定障害者扶養信託）

信託銀行が管理・運用を行い、障害者の方に生活費や医療費として定期的に金銭を交付する信託です。

信託財産6,000万円または3,000万円までは、贈与税が非課税になります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限度額6,000万円の対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者</li> <li>・ 限度額3,000万円の対象者 療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳2・3級</li> </ul>
窓口	信託銀行等、土浦税務署（電話029-822-1100）